

○国土交通省告示第六百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 独立行政法人都市再生機構

第2 事業の種類 一級河川利根川水系大森川改修工事（千葉県印西市大森字三高台地内の亀成川合流点から同市大森字蒲ヶ沢地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 千葉県印西市大森字三高台、字蒲ヶ沢及び字古新田地内
- 2 使用の部分 千葉県印西市大森字三高台及び字蒲ヶ沢地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、千葉県印西市大森字三高台地内の亀成川合流点から同市大森字蒲ヶ沢地内までの延長1,280m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川利根川水系大森川改修工事並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川利根川水系大森川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うとされて

いるが、指定区間については、同条第2項の規定により都道府県知事が行うこととすることができる」とされているところ、本件区間は指定区間に指定され、千葉県知事が河川法施行令（昭和40年政令第14号）第2条により管理を行っている。また、廃止前の宅地開発公団法（昭和50年法律第45号）第24条第1項の規定により、宅地開発公団は河川管理者の同意を得て一級河川（指定区間内のものを除く。）以外の河川の河川工事を施行することができる」とされているところ、同公団は、昭和53年10月17日付けで河川管理者である千葉県知事から本体事業に係る同意を得ており、その後、住宅・都市整備公団、都市基盤整備公団、独立行政法人都市再生機構が順次その業務を承継するとともに、工期の変更につき平成元年3月27日、平成6年2月24日、平成16年3月31日に河川管理者である千葉県知事から同意を得ていることなどから、起業者である独立行政法人都市再生機構は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川利根川水系大森川（以下「大森川」という。）は、その源を千葉県印西市大森字蒲ヶ沢地内に設置された防災調節池に発し、兩岸を台地に囲まれた水田地帯を北流し、同市大森字三高台地内で一級河川利根川水系亀成川に合流する、流路延長1.28km、流域面積72haの河川である。

大森川の上流域では、印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業（以下「千葉新住事業」という。）が施行されており、千葉新住事業による宅地化により自然の保水・遊水機能が低下するため、大森川への雨水排水の流出量が増大するが、大森川は周辺水田の農業排水路として無堤の堀込河道として整備された流下能力の低い河川であることから、治水安全度が低下しており周辺の水田等へ被害が発生しやすい状況にある。

大森川の治水対策は、一級河川利根川水系手賀沼・印旛沼・根木名川圏域河川整備計画等に基づき、年超過確率1/50年規模の降雨による洪水に対応し、基準地点となる亀成川合流地点における計画高水流量4 m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、未だ堤防がなく、河道が狭小なことから流下能力が低く、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が高い本件区間について、計画高水流量4 m³/秒を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、越水や河川の氾濫等の水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、低騒音機械を使用するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施行することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者において、本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある希少な動植物に与える影響について、現地調査や既存文献等を基にして平成22年3月に環境に関する調査を実施している。

その結果によると、本件区間内及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ及び準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエルの生息が確認されているが、起業者は、スナヤツメについては、河川工事の実施に伴う水質汚濁を防止するため、工事中及び工事後の濁水防止等の措置を講ずることとしており、また、トウキョウダルマガエルについては、生息環境を保全するため、改修後の河岸部を植生により覆うなどの措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、未だ堤防がなく河道が狭小なことから、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が高い本件区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として、引堤、河道掘削等を行うものであり、本体事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、現況の河道法線を基本に屈曲部を是正し、引堤と河床掘削をする申請案のほか、現況の河道に沿って引堤と河床掘削をする案及び河道法線を西側に寄せて新たに開削する案について検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が中位であるものの、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道、農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したが

って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、未だ堤防がなく、河道が狭小なことから、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が高い本件区間について、流下能力の向上を図り、計画高水流量4 m³/秒を安全に流下させ、洪水による背後地の被害を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 千葉県印西市役所